

報道機関への資料配布日時 令和7年10月16日（木）15時00分

タイトル	伝染性紅斑警報の発令について						
内 容 (目的・趣旨)	<p>【概要】</p> <p>定点医療機関あたりの伝染性紅斑患者数が、岩内保健所において警報レベル（2人）を超えたので、別紙「伝染性紅斑の流行について（警報）」のとおり発表します。</p> <p>1 発令場所 岩内保健所管内 4町村</p> <p>2 伝染性紅斑患者受診数 調査期間 2025年第41週 (令和7年10月6日（月）～10月12（日）)</p> <p>岩内保健所 定点あたりの患者数 4.0人（速報値）</p> <p>3 対応 ホームページなどを通じ、うがいや手指の消毒などによる伝染性紅斑の感染予防を呼びかけています。 ※道民に広く周知されるよう報道いただきますようお願いいたします。</p>						
参 考	(添付資料) ・伝染性紅斑の流行について（警報）						
報道解禁	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="580 1491 975 1541">テレビ・ラジオ・インターネット</td> <td data-bbox="975 1491 1433 1541">月 日（ ） 時以降</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 1541 975 1590">新聞</td> <td data-bbox="975 1541 1433 1590">月 日（ ） 刊以降</td> </tr> </table>	テレビ・ラジオ・インターネット	月 日（ ） 時以降	新聞	月 日（ ） 刊以降	
テレビ・ラジオ・インターネット	月 日（ ） 時以降						
新聞	月 日（ ） 刊以降						
報道（取材）に 当たってのお願い							
道政記者クラブ との同時発表	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり						
所管課・係	後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室 健康推進課長 木村 章子 住所：岩内郡岩内町字清住252番地1 TEL：0135-62-1537 FAX：0135-63-0898						

伝染性紅斑の流行について（警報）

令和7年（2025年）10月16日（木）15時00分

北海道岩内保健所
（健康推進課長：木村）
電話：0135-62-1537

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、2025年第41週（令和7年10月6日～令和7年10月12日）において、岩内保健所管内の定点あたりの伝染性紅斑患者報告数は、警報基準である2人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いします。

記

1 伝染性紅斑とは

両頬がリンゴのように赤くなることから、「リンゴ（ほっぺ）病」と呼ばれることもあります。

約10日～20日の潜伏期間の後、両頬に境界鮮明な紅い発しんが現れます。続いて体や手・足に網目状の発しんが広がりますが、これらの発しんは、通常1週間程度で消失します。

頬に発しんが出現する7～10日前に、微熱や風邪のような症状がみられ、この時期にウイルスの排出が最も多くなります。発しんが現れる時期にはウイルスの排出量は低下し、感染力もほぼ消失します。

2 伝染性紅斑の感染予防

飛沫や接触によって感染するため、手洗いの励行やマスクの着用等、一般的な予防対策が有効です。

3 最近5週における定点医療機関からの伝染性紅斑患者報告状況

（表示は「報告人数（一定点あたり報告人数）」）

	第37週 (9/8～9/14)	第38週 (9/15～9/21)	第39週 (9/22～9/28)	第40週 (9/29～10/5)	第41週 (10/6～10/12)
岩内保健所	2 (2.00)	1 (1.00)	1 (1.00)	0 (0.00)	4 (4.00)※
全道	148 (1.45)	97 (0.96)	70 (0.69)	83 (0.82)	- (-)
全国	3892 (1.66)	2902 (1.24)	2869 (1.22)	- (-)	- (-)

※第41週の患者報告数は速報値。

全道の伝染性紅斑流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL: <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

4 伝染性紅斑警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した伝染性紅斑患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

<伝染性紅斑の警報レベル>

	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数（人）	2	1

なお、定点医療機関からの報告数が終息基準値未満に下がり次第、警報は解除となります。